

仕 様 書

第1 件名

令和6年度MICE受入環境に関する調査等委託

第2 契約期間

令和6年5月2日から令和7年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第4 委託目的

国際的な誘致競争が激化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、MICE誘致・開催を推進するためには、MICE全般にわたるマーケティング戦略に基づいた施策を展開していくことが必要である。これについて、今後の国際的な交流の回復を見据えた戦略的な施策展開のため、国内外のMICE施設及びユニークベニュー等に関する基礎情報や、課題及び方針等を把握するための調査を実施する。

第5 用語（MICE）の定義

MICEとは、企業系会議（M: Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）、国際会議等（C: Convention）、展示会・見本市/イベント等（Ex: Exhibition / Ev: Event）の総称をいう。

第6 委託内容

1 事業計画

履行にあたっては、以下に沿って事業計画を策定し、財団の承認を得ること。また、受託者は業務の進捗状況について、随時財団に報告すること。

- (1) 財団と定期的な打合せを行い（月2回程度及び必要に応じて随時）、書面による記録を作成し、打合せから5営業日以内に財団に提出し確認を受けること。
- (2) 令和6年6月を目途に、第6第3項（2）の中間報告初稿版、10月17日を目途に中間報告完成版を取りまとめるうえ、財団に提出すること。
- (3) 令和7年3月3日を目途に、第6第3項（2）の最終報告案を取りまとめるうえ、財団に提出すること。
- (4) 調査・分析及び報告書作成には作業量及びスケジュールを踏まえた、十分な人員体制を敷くこと。

2 調査・分析方法の企画

- (1) 第4で掲げた目的を達成するために、最適となる調査・分析方法を企画すること。
- (2) 調査・分析方法は、第3項に掲げる内容を中心に、必要とされる調査・分析方法について改善を加えること。

3 調査・分析

(1) 手法及び条件

受託者は、本項の(2)について、情報収集及び分析を次の通りに行うこと。

- ① 原則として財団が指定するMICE主催者等を調査対象とするが、実施に際しては都度確認の上、調整すること。
- ② 各調査については、デスクトップ調査を行い、可能な限りヒアリング調査も行うこと。ヒアリングについては、回答主体がどういう意図での発言か等、情報が具体的なものとなるように進めること。また、公表可能な情報かどうか施設管理者に確認しておくとともに、当該施設の外観及び調査内容に関する施設の内観などの写真を入手すること。
- ③ 分析では、M、I、C、Eすべてについて検討すること。
- ④ 3(2)で調査する項目の例は以下のとおり。調査結果は一覧化するなど、施設ごとに比較できる形で整理すること。

ア 施設名

イ 施設管理者・運営者（問合せ窓口）

ウ 所在地

エ 電話番号

オ 施設詳細（部屋ごとの名称、面積、収容人数（定員数含む。）、想定する使い方、天井高、床耐荷重、設備、機能）

カ 使用料金（部屋ごと。水道料金・電気料金等含む。）

キ 休館日（営業時間）

ク バンケット及びレストラン等の詳細（名称、座席数、営業時間）

ケ 交通アクセス

コ 駐車場（料金含む）

サ 利用申し込みの受付開始日

シ 備品（MICE開催時に使用できるもののうち、主なもの）

ス 主催者（利用者）へ提供可能なサポート事項

セ Wi-Fi の状況

ソ MICE関係において、連携している主体

タ 当該施設のPR手法（MICEに限らない。可能な限り、実際のPRの状況が分かるものも入手すること）

チ 施設内図面

ツ 施設のサステナビリティに関する取組み

テ テクノロジーの導入状況

- ⑤ 本件調査結果は「TOKYO Unique Venues」掲載の情報やデジタルパンフレットの更新にも使用するため、協力すること。

(2) 調査内容

① MICE施設に係る調査

ア 海外5都市のMICE施設に係る調査

- (ア) 海外5都市（5か国でも可とする）におけるMICE施設について、オンライン等でヒアリング調査すること。各都市における調査対象MICE施設は会議施設、ホテル及びユニークベニューを含む3施設以上を対象とすること。
- (イ) 調査対象の5都市及び当該都市の調査対象MICE施設については、財団の了承を得たうえで確定とすること。なお、調査を進める中で本業務委託目的の達成が困難と判断される際は、対象都市または対象施設を変更することは可能とする。

イ 都内MICE施設に係る調査

- (ア) 都内をMICE受入環境の特徴ごとに15程度にエリア分けし、各エリアにおけるMICE施設について調査すること。各エリアにおける調査対象MICE施設は、会議施設及びホテルを含む3施設以上を対象とすること。
- (イ) エリア分類及び当該エリアの調査対象MICE施設については財団の了承を得たうえで確定とすること。なお、調査を進める中で本業務委託目的の達成が困難と判断される際は、エリア分類または対象施設を変更することは可能とする。
- (ウ) 調査対象MICE施設に対して、MICEでの活用を推進するにあたって必要な機能等を確認すること。全ての対象施設に対して確認のアンケートを必ず行い、その結果を踏まえてより詳細な内容を確認するヒアリングを15施設程度に対して実施すること。

② 都内ユニークベニュー等のMICE受入環境機能に係る調査

ア 基礎情報

都内のユニークベニュー等について基礎情報を調査すること。調査対象ユニークベニュー等は、120施設程度とする。対象ユニークベニューは、「TOKYO Unique Venues」掲載施設を含むこと。

イ 受入環境整備ニーズ調査

調査対象ユニークベニュー等に対して、MICEでの活用を推進するにあた

って必要な機能等を確認すること。全ての対象施設に対して確認のアンケートを必ず行い、その結果を踏まえてより詳細な内容を確認するヒアリングを15施設程度に対して実施すること。

③ 分析及び提案

①及び②の調査結果を踏まえて、ユニークベニューを含むMICE施設に係る施策立案の方向性を検討し提案すること。当該案は可能な限り実現可能となるよう、法定手続の有無等についても把握すること。

第7 業務実施上の留意事項

- 1 受託者は、本業務の実施に当たり、本事業の趣旨を十分に理解した上で、財団と詳細に協議を行い、財団の承認を受け、遅滞なく円滑に業務を遂行するものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、財団と受託者が協議し、決定するものとする。
- 2 本委託に係る調査の実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。
- 3 本調査の委託者は財団であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 4 財団または東京都の調査であることを理由に、協力を強制しないこと。また、調査対象に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
- 5 可能な限り、各調査対象者の協力を得るよう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、感情を害さないように十分に配慮すること。

第8 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第9 守秘義務

受託者は、第10により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしはならない。この契約終了後も同様とする。第10により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないように十分注意すること。

第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第11 個人情報保護

1 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」

(https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyu_0122.doc) に定められた事項を遵守すること。

*

https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyokou.pdf

**

https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannriki_junimeji.pdf

2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

また、委託業務に係る保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。

(2) システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

(3) 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

3 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。

(1) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名/メールアドレスなど。

(2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）を保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。

3 本業務の遂行にあたり第10により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業においても、当該事業者が当業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第12 作成物に関する権利の帰属

- 1 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 上記規定は、受託者の従業員、上記第10項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 本条第1項及び第2項の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- 5 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 6 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第13 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

第14 支払

受託者は財団の指定する期限までに、表3の成果品を財団に納入すること。財団担当者による提出物検査の終了後、受託者からの支払請求書により、委託料を一括で支払うものとする。

表3

	書類	部数	規格

1	委託完了届		
2	中間報告書（紙媒体）	5部	A4版、カラー、横書き
3	実施報告書（紙媒体）	8部	A4版、カラー、横書き （表紙）再生上質紙 A判 90kg （本文）再生上質紙 A判 57.5kg （仕立）くるみ表紙、無線とじ、背文字/奥付/ 頁番号あり
4	2、3の電子データ	2式	
5	実施報告書概要版 （紙媒体） （電子データ）	3部 2式	A3版、カラー （図や表を用いて2枚程度に3の内容をまとめたもの）

※成果品である印刷物は、別紙「東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）」を満たすものとする。

※背文字等の記載内容については、別途財団が指示する。

※電子データは、Microsoft社製 Word・Excel・PowerPoint等により編集可能な形式及びPDFファイルとし、CD-R又はDVD-Rで納品する。また、収納ケース、CD-R等に、委託年度及び委託件名を付記すること。

※成果品は、財団に帰属するものとする。納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

第15 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第16 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議する。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- 4 この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

<p>連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 （担当：曾根、阿部） 電 話：03-5579-2684</p>
--